

三田市個人番号カード交付・予約管理システム導入委託業務  
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「三田市個人番号カード交付・予約管理システム導入委託業務」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

## 1 業務概要

### (1) 業務名

三田市個人番号カード交付・予約管理システム導入委託業務

### (2) 業務の目的

国が進めるマイナンバーカード普及促進策によるカード交付件数の急増に伴い、カード交付管理業務の負担が著しく増大していることから負担軽減及び効率化を図る等の適切な交付管理体制を確立すると共にインターネット等からの便利でスムーズなカード交付予約体制を実現し、市民サービスの向上を図ることを目的にマイナンバーカード交付・予約管理システムを導入する。

### (3) 業務内容

「三田市個人番号カード交付・予約管理システム導入委託業務仕様書」（別紙1）に示すとおりとする。ただし、仕様書の「6 本システムの要件」については、提出された企画提案書に基づき仕様を作成するものとする。

### (4) 本業務において、企画提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

- ① 市民目線で使いやすいシステムであること。
- ② 職員が操作しやすいシステムであること。

### (5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

## 2 予算（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

下記の見積限度額は、導入にかかる経費並びに新システム稼働後の保守等経費の金額であるが、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

### (1) 個人番号カード交付・予約管理システム導入委託業務【委託料】[一括]

見積限度額は 4,568,500円 とする。（A：システム導入、機器購入経費等）

### (2) システム利用料及び保守費用等【使用料及び賃借料】[月額]

見積限度額は 月額 181,090円 とする。（B：サービス利用料、ハードウェア等保守料、運用支援経費等）

## 3 実施形式

「公募型」とする。

#### 4 日 程

候補者決定及び契約の締結までの主な日程は次のとおりとする。ただし、本市の都合による日程変更には留意すること。

内 容	期 日 等
プロポーザル方式実施の公告(市HP) (プロポーザル実施要領等の公表)	10月26日(火)～11月4日(木)
実施要領等の質疑受付期間	10月26日(火)～11月4日(木)
実施要領等の質疑回答期日(市HP上で質疑回答)	11月5日(金)
参加表明書の提出期限	11月8日(月)
参加資格の審査結果の通知	11月10日(水)
(非選定理由の説明要求の期日)	(11月17日(水))
企画提案書等に関する質疑受付期間	11月10日(水)～11月16日(火)
企画提案書等に関する質疑回答期日	11月18日(木)
企画提案書等提出期限	11月22日(月)
プレゼンテーション実施通知(電子メールにて)	11月25日(木)
プレゼンテーションの実施	12月2日(木)
審査結果通知の送付(郵送にて)	12月10日(金)
(非選定理由の説明要求の期日)	(12月17日(金))
随意契約結果及びプロポーザル審査結果の公表(市HP)	12月10日(金)
契約の締結	12月15日(水)

#### 5 参加資格

本プロポーザルに参加を表明できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 三田市入札等参加資格者名簿(物品・役務提供等)に登録された者であること。
- (2) 本市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 三田市暴力団排除条例(平成24年条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に該当しない者であること。並びにこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 市町村税等に滞納がないこと。
- (7) 本市と同規模以上の市(人口10万人以上)で導入実績を有するシステムの提案ができること。
- (8) LGWAN-ASPコード(※)を取得したシステムであること。また、その証明ができること。(※)令和3年10月13日までに総合行政ネットワークASPアプリケーション及びコンテンツサービスに登録されていること。
- (9) 本市の情報セキュリティ基本方針を遵守できるシステムの提案ができること。

## 6 募集方法

本プロポーザルの実施についての公示を市ホームページで行い、参加表明書、仕様書等説明資料の配布を合わせて行うこととする。

## 7 実施要領等の質疑・応答

本業務の実施要領等に関し、質問がある場合は次のとおりとし、他の方法による質問は一切受け付けないこととする。また、本業務に直接関係する質問のみ回答するものとし、不適切な質問に対しては回答しないものとする。

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式2）により、電子メールにて提出すること。（到達を電話で確認すること。）
- (2) 提出期限 令和3年11月4日（木）午後1時まで（必着）
- (3) 提出先 三田市地域創生部市民協働室市民課代表メール
  - ・電子メールアドレス simin\_u@city.sanda.lg.jp
  - ・電子メールの標題を【会社名】質問書（様式2）と記載し、（様式2）を添付し、提出すること。
- (4) 回答方法 令和3年11月5日（金）午後5時までの間に回答を市ホームページで公開する。

## 8 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加表明書（様式1）を次のとおり提出することとする。なお、次の提出期限までに参加表明書（様式1）の提出がない事業者からの提案は受け付けないものとする。

- (1) 提出方法 別添の参加表明書（様式1）により、電子メールにて提出すること。（到達を電話で確認すること。）
- (2) 提出期限 令和3年11月 8日（月）午後1時まで（必着）
- (3) 提出先 三田市地域創生部市民協働室市民課代表メール
  - ・電子メールアドレス simin\_u@city.sanda.lg.jp
  - ・電子メールの標題を【会社名】参加表明書（様式1）と記載し、（様式1）を添付し、提出すること。

## 9 参加資格の審査

参加申込時の提出書類に不備等がないか審査し、申込事業者全員に対し、参加資格審査結果通知書（様式4）を令和3年11月10日（水）までに電子メールで通知する。

なお、審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできないこととする。ただし、参加資格を満たしていない（非選定）と通知された事業者は、令和3年11月10日（水）から同年11月17日（水）までの期間においてその理由について説明を求められることとする。

## 10 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、書類等を提出するものとする。企画提案書等は「企画提案書等作成要領」（別紙5）に定めるところにより作成することとする。

### (1) 提出書類

（※文字サイズは10ポイント以上とすること。）

- ① 企画提案書（様式5）
- ② 企画提案書（別紙）（形態はA4版で様式は任意とする。ただし、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。）
- ③ 見積書（AとBの2種類）（A4版とし、様式は自由とする。）
- ④ 工程表（A4版とし、様式は自由とする。ただし、止む無くA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。）

### (2) 提出期限

令和3年11月22日（月）午後5時まで（必着）

### (3) 提出場所

三田市地域創生部市民協働室市民課（個人番号カード交付）

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号（三田市役所3号庁舎3階）

### (4) 提出部数

①～④ 各6部（各様式において正本1部のみ押印し、残り5部は複写可）

### (5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

### (6) 留意事項

- ① 提出の際には、封筒等の表面に「プロポーザル関係書類 在中」と記載すること。
- ② 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間で提出すること。
- ③ 郵送の場合は、簡易書留郵便等の配達完了確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

## 11 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- (2) 提出書類に本市が求める内容が記載されていない等の不備、未記入又は虚偽の記載がある場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 複数の提案を行った場合。
- (5) 見積金額が提案上限金額を上回る場合。

## 12 企画提案書等に関する質疑・応答

企画提案書等に関し、質問がある場合は次のとおりとし、他の方法による質問は一切

受け付けないこととする。また、本業務に直接関係する質問のみ回答するものとし、不適切な質問に対しては回答しないものとする。

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式2）により、電子メールにて提出すること。（到達を電話で確認すること。）
- (2) 提出期限 令和3年11月16日（火）午後1時まで（必着）
- (3) 提出先 三田市地域創生部市民協働室市民課代表メール
  - ・電子メールアドレス simin\_u@city.sanda.lg.jp
  - ・電子メールの標題を【会社名】質問書（様式2）と記載し、（様式2）を添付し、提出すること。
- (4) 回答方法 令和3年11月18日（木）午後5時までの間に随時、参加受付した者すべてに電子メールにて回答する。

### 1.3 企画提案のプレゼンテーション

次により、企画提案に係るプレゼンテーションを実施するものとする。ただし、実施形式については、オンラインにより実施する場合があることに留意するものとする。

- (1) 開催日：令和3年12月2日（木）
- (2) 場所：後日連絡する。
- (3) 開始時間：後日連絡する。
- (4) 持ち時間等：45分以内（説明30分以内、質疑応答15分以内）
- (5) 説明：提出した企画提案書等の範囲を逸脱しないこと（質疑応答を除く）。

なお、当日の追加資料の提出は認めないが、提案書の要約である説明用のスライドを印刷したものは許容する。
- (6) 説明者：説明は、本業務のプロジェクトに実際に参加する者が行うこと。なお、他の者の同席は2名まで認める。
- (7) その他：パソコン端末、プロジェクター、ケーブル及びスクリーンは本市において用意する。ただし、提案者で用意する場合は、事前に用意するものを連絡のうえ、プロジェクター等との接続に問題がないか等、確認しておくこと。

### 1.4 企画提案の選定

次の方法で選定を行い、最も適した契約の相手方となる候補者を決定する。

- (1) 三田市個人番号カード交付・予約管理システム導入委託業務プロポーザル審査会審査委員5名による選定
- (2) 審査基準等を設定し、企画提案を評価
  - ・選定方法は、提出書類及びプレゼンテーションに基づき、次の表に掲げる審査基準を採点することにより順位を決定する。採点では、(1)の審査委員がそれぞれ評価した合計点数をその事業者の評価点数とし、評価点数が最高となった事業者を選定する。しかし、評価点数が満点の6割を超えていることを選定の条件とする。なお、評価点数が同点の場合の優先項目は次の順番とする。
    - ①＜審査基準＞選定項目のNo.2 特定テーマに対する企画提案の得点が高い事業者
    - ②見積書の金額が低い事業者

< 審査基準 >

No.	選定項目	配点	No.	選定項目	配点
1	全体的な内容	50	7	システム運用・保守	25
2	特定テーマ	40	8	システム構築・適用作業	15
3	システム機能	10	9	導入支援	5
4	機能要件	20	10	その他	20
5	業務効率化	10	合 計		200
6	調達機器等	5			

### 1.5 審査結果

提出された企画提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位であるものを1者選定する。各提案者に係る選定結果は、すべての提出者に対して、令和3年12月10日（金）に審査結果（選定）通知書（様式6）又は審査結果（非選定）通知書（様式7）により審査結果通知を行う。また、本プロポーザル審査結果を三田市ホームページ上に公表する。なお、選定過程及び選定結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。ただし、選定業者として選ばれなかった（非選定）と通知された事業者は、令和3年12月10日（金）から同年12月17日（金）までの期間においてその理由について説明を求めることができることとする。

### 1.6 契約の締結

前述により選定された契約候補者と契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉が不調となった場合には、評価点数の上位の者から順に、契約締結の交渉を行うものとする。

### 1.7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (5) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は原則、認めない。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。また、提出期限内の資料の差し替え等は可とする。
- (6) 提出書類は、提出した提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (7) 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかに書面（様式任意）によりその旨届け出るものとする。
- (8) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
  - ・参加資格要件を満たしていない場合
  - ・提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合

- ・本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に明らかに適合しない書類の提出があった場合
  - ・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (9) 応募者が1者のみであっても参加資格を有する業者であればプロポーザルを実施し、審査を行う。
- (10) 企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができる。
- (11) この要領は、本選定作業により契約を締結した日の翌日をもって、その効力を失う。

## 18 担当部署

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号（三田市役所3号庁舎3階）

三田市地域創生部市民協働室市民課（個人番号カード交付）

TEL 079-559-5104（直通）

FAX 079-559-5114

E-mail: simin\_u@city.sanda.lg.jp